

母子福祉部会

母子福祉部会（概要版）

【提言項目】

母子生活支援施設の広域利用の促進について

【母子福祉部会とは】

都内 37 の母子生活支援施設と（財）東京都母子寡婦福祉協議会で構成。母子福祉の向上のために、情報交換や研修、調査、広報誌「ほほえみ」の発行を行っている。

平成 19 年度は「ほほえみ No. 48」の発行や活動報告書として「年報」の作成、都内母子生活支援施設の利用者サービスの内容を調査した。

また、対外的に母子生活支援施設の問題を発信することを目的に「母子福祉研究大会」を開催した。

母子福祉部会（詳細版）

【提言項目 1】

母子生活支援施設の広域利用の促進について

【現状と課題】

本部会では、「広域利用推進委員会」を設置し、都の所管である育成支援課長との懇談や、母子自立支援員連絡会との連携により、広域利用の実現に向けて取り組んできたが、引き続き連携を強化して進めていく。

今回は「平成 18 年度都内の母子生活支援施設実態調査」と「利用者へのサービス内容の実態調査」から、母子生活支援施設の現状を紹介しながら、広域利用の必要性について考察してみる。

まず、入所利用者の母親の 35 % に日常生活に支障を来たす精神的な不安定さがあるという結果となった。（精神疾患症状と思われる）この結果は、起床支援から代替保育、服薬管理、見守り等が 24 時間体制で必要になっていることに繋がっている。

さらに、施設においては母子それぞれへの支援が必要な場合も出てきている。また、語学支援から必要な外国籍の母親の増加もある。それは、特定世帯への支援の増加であり、過重勤務やストレスの増加に繋がっている。さらには、早期退職等職員不足やコア職員の若年化へと繋がっていると考えられる。

次に、施設の老朽化と暫定定員の問題がある。改築された施設の定員充足率は高いが、老朽化した施設の定員充足率は低い。そして、老朽化施設の増改築の必要は認識されているものの公的支援は進

んでいない。なぜならば、利用者は現代の生活実態に見合った居室スタイル（バストイレ付）が当然であり、老朽化施設への利用をさけて他施設（婦人保護施設や宿所提供的施設利用）への入所実態が見え隠れしている。

最後に、広域利用の必要性は、利用者はもちろん国、東京都、市区町村及び施設も認識しているが、23区内の広域利用は進まない。DV被害者の重篤化は、利用者的心の安定（癒し）が必要である。したがって、安心した生活支援の場としての母子生活支援施設の広域避難は必要であり、今後、広域対応施設の開設や区内先進地区による交互利用契約のモデル実施等が必要である。

【提言内容】

1) 母子生活支援施設の広域利用の促進について

DV被害者の広域入所を促進のために東京都や関係機関と連携して、東京都全域での広域入所を推進し、DV被害者の希望入所を可能にする。そのためには、23区に対しての必要性の広報と経費等の事務的検討も必要である。

2) 老朽化施設の改築を促進する

老朽施設は、改築された施設との格差で利用者にも敬遠され、サービス格差をもたらしている。そして、施設も暫定定員により安定した施設運営ができなくなる懸念がある。

3) 入所母子の課題の重篤化に対する職員の増員について

DV被害者（精神疾患や外国籍）の利用者の増加は、服薬管理・見守り・手続き代行・通院支援・同行・買い物代行等の生活面での様々な支援の増加を意味する。また、DV被害は子どもへの影響も甚大であり、時間をかけて子どもの精神的な安定を促すことが必要となる。それらの支援には質の高さも要求されるだけでなく、必要とされる支援件数の増加に対応するだけの支援者の量的な増加が求められる。特に夜間対応職員の常直勤務としての増員が必要である。